4.「小美玉市病院事業経営改革プラン」について

市では、国(総務省)の新たな公立病院改革ガイドライン(新ガイドライン)に基づき、「小美玉市医療センター」の経営改革を目的とした「小美玉市病院事業経営改革プラン」を策定しました。 今後は、小美玉市議会への提案等必要な手続きを進めながら、この改革プランに沿った「小美玉市医療センター」の経営改革を目指します。

1. 小美玉市医療センター経営改革のポイント

▷ 病院の存続

- ▷ 地域に必要とされる医療の存続
- ▷ 民間等団体からの提案公募
- ▷ 民間の力が最も期待できる提案の採択



《改革プランの策定に当たって》

市では、専門家(総務省地方公営企業等経営アドバイザー)の協力を得た上で、新ガイドラインに加えて、小美玉市議会の提言を踏まえ、検討を行いました。

~小美玉市議会の取組み~

市議会は、市民を代表する機関としての役割の基で、市の改革プラン策定に対し、必要な提言を行うため、平成28年10月、『地域医療対策特別委員会』を設置しました。

『地域医療対策特別委員会』は、専門家による協力の基で、 市民の意向や医療の情勢に加えて、市の財政状況を含めた上で、地域医療を未来に繋げるための調査・研究に取組みました。

《参考》国の新ガイドライン -

平成27年3月31日、国(総務省)において、新たな公立病院改革ガイドライン(新ガイドライン)が作成されました。

新ガイドラインは、公立病院の必要な経営改革に取公立 にとを目的としており、公立 病院を設置する自治体は、公立 病院を設置する自治体は、公立 病院の必要な経営改革を行う ための改革プランを作成する たとになりました。

2.経営改革の取組期間(新ガイドラインが示している標準期間)

平成29年度~平成32年度

※ただし、早期の経営改革に取組みます。

◇問い合わせ先

保健衛生部医療保険課 片岡理-TELO299-48-1111 (内線 1107)